

ワンちゃん/ネコちゃんのペット保険



[ペット医療費用保険]

ご契約のしおり

ご契約内容の各種手続きや保険金のお受取りまでの流れ等、ご留意いただきたいことをご説明しております。ご一読いただき、契約満了まで大切に保管してください。

ご契約について

商品の仕組み	P1
補償内容	P2
保険期間	P4
保険料と割引	P4
自動継続	P4
保険料の払込み	P5
解除・失効と返還保険料	P6
対象ペットの死亡と返還保険料	P7
契約者情報等の変更	P7
親族登録制度	P7

保険金のご請求について

保険金請求手続きの流れ	P9
保険利用回数の管理	P9
窓口精算	P10
直接請求	P11
郵送による保険金請求	P13
ペット賠償責任特約	P14

個人情報・制度について

個人情報の取扱い	P15
会社破綻時の取扱い	P15
ご相談・苦情に関するお問合せ窓口	P15

引受保険会社 第一アイペット損害保険株式会社

一般社団法人全国ペット協会 オフィシャルスポンサー | 公益社団法人日本獣医師会 法人賛助会員

コンタクトセンターお客さま総合ダイヤル

通話無料 **0800-919-1525**

クイック わんこにゃんこ

受付時間

月~土 9:00-18:00

ビジネスフォン・IP電話 [有料] **03-4235-5339**

※日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます

WEBからのお問合せ

当社WEBサイト内「各種お問合せ窓口」から

第一アイペット 問合せ 検索

<https://www.ipet-ins.com/contact/>

用語の説明

カ	解除	保険契約者の申し出や、所定の事由に基づく保険会社による通知により、将来に向かって保険契約の効力を終了させることをいいます。 【例】解約（保険契約者の申し出により、契約期間の途中で保険契約を解除すること）、告知義務違反、初回保険料の未払い等
キ	記名被保険者	対象ペットの飼い主（個人）の方で、保険証券等に記載の方をいいます。
コ	告知事項	重要な事項のうち、「保険契約申込書／告知書／意向確認書」の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。
シ	失効	保険契約の全部または一部の効力を、その時以降将来に向かって失うことをいいます。 【例】対象ペットの死亡、保険料の未払い等
	支払限度日数（回数）	保険証券等に記載の、通院・入院・手術ごとに定める保険金をお支払いできる限度日数（手術の場合は限度回数）をいいます。
	支払限度額	保険証券等に記載の、通院・入院・手術ごとに定める保険金をお支払いできる限度額をいいます。
	傷病	傷害（ケガ）と疾病（病気）のことです。ここで、疾病とは、獣医学の水準*から判断して、対象ペットの身体の状態が異常であると診断される身体の障害であって、傷害以外の場合をいいます。 *獣医学の水準：獣医学における臨床上の知見および専門的・学術的見地に基づき、治療の有効性、合理性、適合性を確保するための標準的な水準をいいます。
タ	対象ペット	保険証券等に記載の、保険の対象となる犬・猫をいいます。

ト	動物病院	獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）に定める診療施設をいいます。
ハ	払込期日	保険契約者に保険料を払込みいただく期日をいいます。
ヒ	被保険者	主に対象ペットの飼い主の方で、補償を受けられる方（保険金を請求できる方）をいいます。
ホ	保険金	支払事由が生じた場合に、実際に当社がお支払いする金銭をいいます。
	保険契約者	保険契約をお申込みになる方で、保険契約上の様々な権利・義務（保険料の支払義務等）を有する方をいいます。
	保険証券等	対象ペット、保険契約者、被保険者、支払限度額や保険期間などの契約内容を具体的に記載したもの（マイページ上の WEB 保険証券を含みます）をいいます。
	保険料	保険契約に基づき、保険契約者が当社に払い込む金銭をいいます。
	補償開始日	保険期間の初日であり、「始期日」をいいます。
マ	補償割合	補償の対象となる診療費に対して、保険金が支払われる割合をいいます。
	満期日	保険期間の末日をいいます。
	未経過期間	保険期間の途中で、解除等が発生した場合、その解除等の日の翌日から保険期間の末日までの期間をいいます。
ヤ	約款（やっかん）	契約内容を具体的に記したもので、普通保険約款と特約があります。

ご契約について

☑ 商品の仕組み

ペット保険「うちの子」の対象となるペット（以下、「対象ペット」といいます）は、コンパニオンアニマル（愛がん動物または伴侶動物）として飼育することを目的とした犬*または猫です。対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、被保険者さまが負担した診療費について所定の範囲内で補償します。

*身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）に定める盲導犬・介助犬および聴導犬を含みます。

通院とは	診療が必要な場合において、対象ペットが入院以外の診療を受けることをいいます。 >>> 1日に2回以上通院した場合であっても、通院 1 日あたりの支払限度額を適用します。				
入院とは	診療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。 >>> 日帰り入院の場合は、「入院 1 日」として取り扱います。				
手術とは	診療を目的とし、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除・摘出等の処置を施すことをいい、全身麻酔を用いた次のいずれかの処置も含むものとします。 ① 歯科処置 ② 整形外科疾患の非観血的処置 ③ 食道・胃等における異物除去目的または組織採取目的のための内視鏡的処置 【手術回数のカウントについて】 「手術」に該当した場合でも、補償の対象となる診療費が「通院」または「入院」の支払限度額の範囲内であるときは、手術回数に算入せず、「通院」または「入院」として保険金をお支払いします。 >>> 保険金（手術費含む）> 通院・入院の支払限度額→手術回数をカウントします。 >>> 保険金（手術費含む）≤ 通院・入院の支払限度額→手術回数をカウントしません。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>「手術の定義」に該当する例</th><th>「手術の定義」に該当しない例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> - 全身麻酔下における骨折のギプス固定 - 異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置 - 歯肉炎に対する全身麻酔下のスケーリング - 全身麻酔下における内視鏡による組織生検 </td><td> - 術前検査・術後の経過観察（抜糸等）のみの通院 </td></tr> </tbody> </table>	「手術の定義」に該当する例	「手術の定義」に該当しない例	- 全身麻酔下における骨折のギプス固定 - 異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置 - 歯肉炎に対する全身麻酔下のスケーリング - 全身麻酔下における内視鏡による組織生検	術前検査・術後の経過観察（抜糸等）のみの通院
「手術の定義」に該当する例	「手術の定義」に該当しない例				
- 全身麻酔下における骨折のギプス固定 - 異物誤飲により、全身麻酔下において内視鏡で除去する処置 - 歯肉炎に対する全身麻酔下のスケーリング - 全身麻酔下における内視鏡による組織生検	術前検査・術後の経過観察（抜糸等）のみの通院				

ペット保険「うちの子」新規ご契約条件

- ①対象ペットが、コンパニオンアニマル（愛がん動物または伴侶動物）として飼育される犬*または猫であること。
*身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）に定める盲導犬・介助犬および聴導犬を含みます。
- ②補償開始日時点におけるペット年齢が当社所定の年齢であること。（ペット年齢の詳細はパンフレット等を参照）
- ③保険契約者が、日本国内に在住の個人または法人であること。



- ・告知内容により、お引受けできない場合や、特定の病気や体の部位については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。
- ・既に対象ペットがほかのペット保険に加入している場合は、当商品にお申込みできない場合があります。
- ・保険契約者が 15 歳未満の場合はお申込みできません。また、18 歳未満の場合は親権者の同意が必要となる場合があります。

☑ 補償内容

保険金をお支払いする主な場合

対象ペットが保険期間中に傷病を被り、日本国内の動物病院で診療を受けた場合に、保険金をお支払いします。なお、保険金は、補償の対象となる診療費に補償割合を乗じた額、かつ保険証券等記載の支払限度額および支払限度日数（回数）の範囲内でお支払いします。

補償プラン	70%プラン	50%プラン	30%プラン
補償割合	70%	50%	30%
通院 [支払限度額・日数]	1日あたり12,000円まで [年間22日まで]	1日あたり12,000円まで [年間22日まで]	1日あたり9,000円まで [年間22日まで]
入院 [支払限度額・日数]	1日あたり30,000円まで [年間22日まで]	1日あたり12,000円まで [年間22日まで]	1日あたり9,000円まで [年間22日まで]
手術 [支払限度額・回数]	1回あたり15万円まで [年間2回まで]	1回あたり10万円まで [年間2回まで]	1回あたり4万円まで [年間2回まで]



保険期間中に補償内容（プラン等）の変更はできません。

保険金をお支払いできない主な場合

保険期間前に被った傷病 先天性異常 等	■保険期間が始まる前から被っていた傷病 ■保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常
ワクチン等の予防接種 により予防できる病気	■犬パルボウイルス感染症 ■犬ジステンパーウイルス感染症 ■犬パラインフルエンザ感染症 ■犬伝染性肝炎 ■犬アデノウイルス2型感染症 ■狂犬病 ■犬コロナウイルス感染症 ■犬レプトスピラ感染症 ■猫汎白血球減少症 ■猫カリシウイルス感染症 ■猫ウイルス性鼻気管炎 ■猫白血病ウイルス感染症 ※疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および対象ペットの健康状態等の理由で予防措置を講じることができないと獣医師が判断したことが認められる場合を除きます。
予防に関する費用 等	■予防目的の診療費・ワクチン接種費用 ※ワクチン接種が原因で生じた傷病に対する診療費を除きます。 ■フィラリア・ノミ・ダニ等の駆虫薬および薬剤投与等の処置に要する費用 ※傷病の治療に対してこれらの駆虫薬を用いる場合を除きます。
妊娠・出産、 身だしなみ・美容 等	■交配・妊娠・出産（早産、帝王切開、流産、人工流産を含みます）ならびにそれらによって生じた症状および傷病 ■去勢、避妊、歯石取り、歯切り・歯削り（不正咬合を含みます）、爪切り（狼爪の除去を含みます）、耳掃除、肛門腺しぼりおよびこれらに伴う処置ならびに乳歯遺残、停留睪丸、臍ヘルニア、そけいヘルニアに対する処置 ※ほかの傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行った場合を除きます。 ■断耳・断尾および美容を目的とした処置
健康診断・代替医療 等	■健康体に行われる検査・健康診断 等 ■中国医学（鍼灸を除きます）、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホメオパシー、温泉療法および酵素療法等の代替医療
健康食品・医薬部外品 等	■入院中の食餌に該当しない食物および療法食 ■獣医師が処方する医薬品以外のもの（サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬・医薬部外品 等）
治療費以外の費用 等	■シャンプー剤（効果・効能、薬剤の種別を問わず、シャンプーの用途に用いられるもの）、イヤークリーナー ※動物病院内での処置に用いられた場合を除きます。 ■時間外診療費および往診料等の診察加算料（初診料・再診料・検査料・処置料・手術料等の基本の診療費に加算される費用）、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、入浴費用（トリミング・グルーミング等に係る費用を含み、獣医師の指示により動物病院院内で行われる薬浴に係る費用は除きます）、文書料、薬剤等の配達料、カウンセリング料、相談料、指導料、セカンドオピニオンおよびこれらと同種の費用 ■安楽死、遺体処置および解剖検査 ■マイクロチップの埋込費用
自然災害によるもの	■地震または噴火、これらによる津波、風水害等の自然災害によって被った傷病
保険契約者・被保険者の 行為によるもの	■保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病 等

保険金をお支払いできない場合について詳しくは、「約款」をご確認ください。

☑ 保険期間

当商品の保険期間は1年です。補償開始日については保険証券等をご確認ください。

☑ 保険料と割引

保険料はペットの種類・品種(体重)・年齢および補償割合により決定します。また、保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がるにより毎年変わります。実際の保険料は条件により、次の割引が適用されます。

複数契約割引

複数契約割引は、ご契約時点*1で次の条件のすべてを満たす場合、2件目以降のご契約に適用されます。

- ▶ 割引対象商品を複数ご契約している場合
- ▶ 同一の保険契約者であること(「氏名・住所・生年月日・電話番号」の4点がほかの契約と一致していること)が確認できる場合

2件目以降のご契約に 次の割引を適用します。	年払のご契約	600円
	月払のご契約	50円

- ・ご契約後に契約数や契約内容が変更になっても、割引の適用有無は継続時まで変わりません。
- ・1件目のご契約には割引が適用されません。*2ただし、継続時に所定の条件を満たす場合には、それ以降適用されます。
- ・ご契約の解約、クーリングオフ等により、ご契約時点*1でほかの契約の確認ができないなど、割引が適用されない場合があります。
- ・継続契約の場合は、その始期日の前月10日頃に、始期日時点で有効と見込まれるご契約の状況に基づき割引の判定を行います。判定後にご契約状況に変更があった場合でも、割引の適用有無は次の継続時まで変わりません。

*1 お申込みを当社にて受け付け、当社が引受手続きを完了した時をいいます。

*2 ご契約の順番は、当社が引受手続きを完了した時の早い順とします。

☑ 自動継続

すべてのご契約に「継続契約特約」を適用してお引受けしています。当社またはご契約者さまのいずれか一方より別段の意思表示がない限り、**ご契約は自動的に継続されます。**

- ! 自動継続できない場合や、商品改定等により保険料・補償内容・約款等が変更となる場合があります。その際は「継続契約についてのご案内」等にて別途お知らせします。

自動継続とは

補償内容や保険料の払込方法等が前年の保険契約の保険期間の末日と同条件の契約で継続することです。なお、**保険料は、所定の年齢層において、対象ペットの年齢が上がるにより毎年変わります。**

当社より、満期日の属する月の約3か月前に、継続契約の内容(補償プラン、保険料等)を記載した「継続契約についてのご案内」にてご契約者さまへお知らせします。満期日の属する月の前月10日までに、ご契約者さまより継続しない旨のお申し出がない限り、前年の保険契約の保険期間の末日と同一の内容(保険料および改定後の約款等を除きます)にて、ご契約は自動的に継続されます。

- ! お申し出の期限を超過しますと、次年度契約が成立し、継続証の発行またはマイページ上での電子発行がされますので、ご契約を継続されない場合には、必ず「継続契約についてのご案内」に記載の期日までにお申し出ください。

継続を希望される場合

お申し出は不要です。

補償プラン・払込回数等に変更がある場合は、「継続契約についてのご案内」の内容に従って期限までにお申し出ください。

継続を希望されない場合

お電話または書面でのお申し出が必要です。

「継続契約についてのご案内」の内容に従って期限までにお申し出ください。

☑ 保険料の払込み

保険料の払込回数

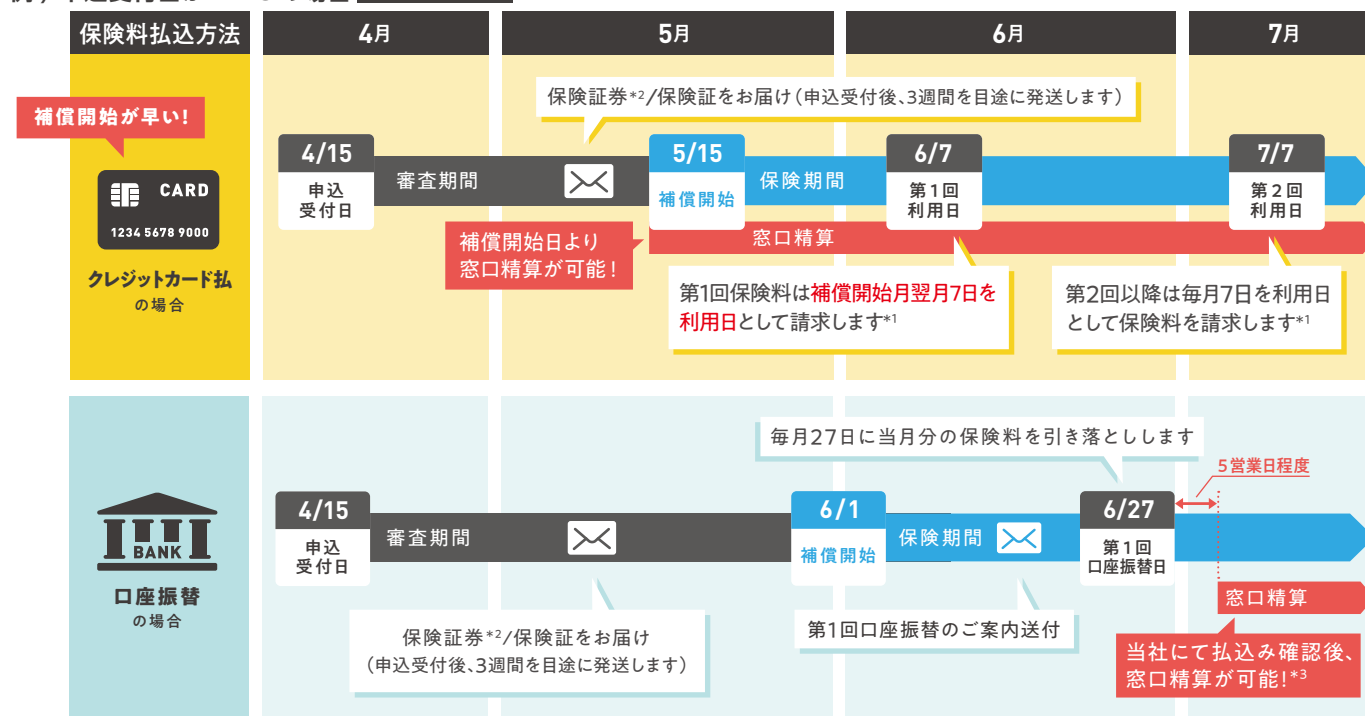
保険料の払込回数は、一括して払い込む「年払」または毎月払い込む「月払」からご選択いただけます。年間で払い込んでいただく保険料の総額は、「年払」の方が「月払」より約3%少なくなります。

保険料の払込方法

保険料の払込方法は、「クレジットカード払」と「口座振替」の2通りあり、それぞれ補償開始時期と払込みスケジュールが異なります。

補償開始と保険料払込みスケジュール

例) 申込受付日が 4/15 の場合 払込回数: 月払



*1 実際のお客さまの口座からの引落日については、カード会社により異なりますので発行元カード会社へお問合せください。

手続きの状況によっては、第1回・第2回保険料が2か月分合算で請求される場合があります。

*2 約款・通知物等のペーパーレス化を選択された場合はお届けしませんので、マイページでご確認ください。

*3 当社にて第1回保険料の払込みの確認(口座振替日から5営業日程度)ができ次第、アイペット対応動物病院での窓口精算が可能となります。

※お申込内容に不備がある場合、上記スケジュールと異なる場合があります。

保険料の払込猶予期間等の取扱い

払込期日の翌日から払込期日の属する月の翌月末日までを払込猶予期間とします。払込猶予期間を過ぎても保険料の払込みがなかった場合には、保険契約は解除または失効します。

保険契約が失効した場合、失効日からその日の属する月の翌々月末日まで(復活可能期間)は、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。

! 払込猶予期間中の診療分の保険金請求につきましては、未払込みの保険料の払込み確認後に保険金をお支払いします。

失効日から復活した日までの間に、対象ペットが被った傷病および発生した診療費につきましては保険金をお支払いできません。

☑ 解除・失効と返還保険料

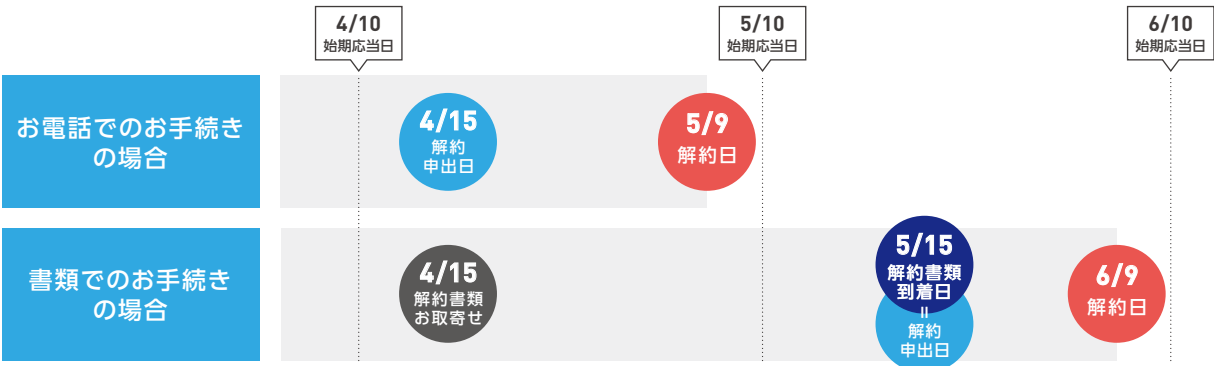
保険契約を解約（保険契約者のお申し出により、保険期間の途中で保険契約を解除すること）する場合は、お電話または書面での手続きが必要です。コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。解約のお手続き方法や返還保険料についてご案内します。

解約日について

・当社に解約のお申し出をいただいた日（解約申出日）の、次に到来する始期応当日*の前日を解約日とします。書面での手続きの場合、解約書類が当社に到着した日を解約申出日とし、解約申出日の次に到来する始期応当日*の前日を解約日とします。

* 始期応当日とは、ご契約後の保険期間中に迎える毎月の補償開始日に相当する日（同じ日）をいいます。

例）補償開始日が1月10日の場合 → 始期応当日は毎月10日



- ！ 解約のお手続きに際し、以下の事項にご注意ください。
- ・解約のお申し出をいただき当社が解約を受け付けた後は、解約の撤回ができません。
 - ・解約日の翌日以降に発生した診療費につきましては補償対象外です。
 - ・解約後に新たにペット保険への加入を希望される場合には、ペットの年齢や健康状態等によってはお引受けできない場合があります。

返還保険料について

保険料が年払の場合

領収した保険料より、既経過期間*に対応する短期料率によって計算した保険料を差し引いた額を、所定のお手続き完了後に返還します。なお、契約途中で解約された場合の返還保険料は、払い込んでいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。

* 既経過期間は月単位です。日単位ではないためご注意ください。

短期料率

既経過期間	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	30%	37%	43%	49%	56%	62%	68%	75%	81%	87%	94%	100%

保険料が月払の場合

返還保険料はありません。

！ 既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求します。

☑ 対象ペットの死亡と返還保険料

対象ペットが死亡した場合は、保険契約は失効します。なお、お電話または書面でのお手続きが必要です。コンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。お手続き方法や返還保険料についてご案内します。

! 対象ペットが死亡した日を確認させていただくため、死亡した日を証明する書類（診療明細書・死亡診断書等）をご提出いただく場合があります。

返還保険料について

失効日からの未経過期間に対し日割で計算した保険料を、所定のお手続き完了後に返還します。
なお、既経過期間に対応する保険料のうち未払込みの保険料がある場合は、その分を請求します。

☑ 契約者情報等の変更

契約内容に変更があった場合は、インターネット上のマイページより変更のお手続きまたは変更に必要な書類のお取寄せをしていただくか、ご契約者さまからコンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。ご連絡がない場合は、継続契約についてのご案内等の各種ご案内ができないほか、保険金をお支払いできないこともありますのでご注意ください。

マイページとは？

ご契約者さま専用のインターネットサービスのことをいいます。
契約内容の閲覧や連絡先情報・保険料払込方法の変更のほか、契約内容・保険金支払履歴の確認や継続契約の保険証に使用するペット写真の変更などが可能です。

マイページご登録方法

右記のマイページログイン画面よりユーザー登録してください。登録には有効なご契約の証券番号・ご契約者さまの生年月日・メールアドレスが必要です。ご準備ください。

第一アイペット マイページ 検索

<https://mypage.ipet-ins.com/>



☑ 親族登録制度

保険契約者があらかじめ登録した登録親族による契約内容の照会、手続書類の請求および、当社による登録親族に対する契約者連絡先の開示等の手続きを通じて、保険契約者に対する適切なサポートを可能とするための制度です。

親族の登録について

登録親族の範囲	(1) 契約者の配偶者 (2) 契約者の3親等以内の親族 (3) その他当社の認める者	登録人数	1名のみ
【利用可能となる手続き】 登録親族	(1) 契約内容の照会 (2) 各種書類の送付依頼 (3) 各種手続き方法等に関する問合せ 等	【対応可能となる手続き】 当社	(1) 登録親族に対する、保険契約内容や契約者連絡先等の個人情報の開示 (2) 登録親族への連絡、および契約者連絡先の確認 等
登録方法	(1) 裏表紙記載のコンタクトセンターお客さま総合ダイヤル、あるいは WEB 問合せ窓口へ、ご契約者さま、または被保険者さまよりお申し出ください。 ※ご契約者さま・被保険者さま以外からのお申し出は、承ることができません。 (2) ご契約者さまご本人から、「親族登録制度申込書兼変更・削除申請書」のご提出が必要です。		

保険金のご請求について

保険金のご請求手続きについてご説明します。保険金の支払事由が生じた場合はもちろんのこと、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点がある場合につきましても、当社までお気軽にご連絡ください。

下記①～④の方を「被保険者」といい、保険金を請求することができます。

保険金を請求できる方

① 保険証券等記載の被保険者（記名被保険者）	② 記名被保険者の配偶者 (内縁の相手方*1 および同性パートナー*2を含みます)
③ 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族	④ 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子

*1 婚姻の届出をしていないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。

*2 戸籍上の性別が同一であるものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。

※内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。

! 保険金請求者が未成年者の場合は、保険金請求の際に親権者の同意（署名）が必要となる場合があります。

保険金の計算例（70％プラン）

お支払いする保険金は、補償対象の診療費に補償割合を乗じた額と
通院・入院・手術1日（回）あたりの支払限度額のいずれか低い額となります。

3日間入院し、補償対象の診療費が6万円だった場合

$$60,000 \text{ 円} \times 70\% = 42,000 \text{ 円}$$

支払限度額
入院1日あたり30,000円まで × 3日分 = 90,000円

$$\text{当社がお支払いする保険金} = 42,000 \text{ 円}$$

支払限度額を超えていないため、補償割合を乗じた額の全額（42,000円）をお支払いします。

1日通院し、補償対象の診療費が2万円だった場合

$$20,000 \text{ 円} \times 70\% = 14,000 \text{ 円}$$

支払限度額
通院1日あたり12,000円まで

$$\text{当社がお支払いする保険金} = 12,000 \text{ 円}$$

支払限度額を超えているため、支払限度の最高額（12,000円）をお支払いします。

※「予防費用」等、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、P.3の「保険金をお支払いできない主な場合」をご確認ください。

☑ 保険金請求手続きの流れ

アイペット対応動物病院の場合 [窓口精算が可能]

アイペット対応動物病院の窓口で「保険証」または「マイページ画面」をご提示ください

窓口での精算が可能かどうかを対応動物病院にて確認します

OKの場合

お会計時に、保険による補償分を除いた診療費のみをお支払いください
「窓口精算」⇒P.10

NGの場合

当社に直接保険金をご請求ください
「直接請求」⇒P.11

アイペット対応動物病院以外の場合 [直接請求のみ]

全国すべての動物病院での診療費*が保険の対象です。*補償対象外の診療費を除きます。

お会計時に動物病院へ診療費の全額を一旦お支払いください

マイページまたは郵送でのお手続きにより、当社に直接保険金をご請求ください
「直接請求」⇒P.11

請求受付後、30日以内に保険金をご指定口座にお振込みします

アイペット対応動物病院とは…

動物病院の窓口で「うちの子」の保険証等を提示すると、保険による補償分を除いた診療費のみのお支払いで済む、当社の提携動物病院のことをいいます。

※アイペット対応動物病院は当社のWEBサイトで検索できます。

このステッカーが
目印です！



アイペット対応動物病院検索

検索

<https://www.ipetclub.jp/vh/>



保険料の払込方法が口座振替の場合は、第1回保険料の払込みの確認(口座振替日から5営業日程度)ができるまでは原則として窓口精算がご利用になれません。一旦窓口にて診療費の全額をお支払いいただき、当社まで直接ご請求ください。
詳しくはP.11の「直接請求」をご確認ください。

☑ 保険利用回数の管理

被保険者さまご自身にて利用回数の管理をお願いします。保険をご利用になられた際には、保険証裏面の保険利用記録欄に診療を受けられた日付をご記入ください。

< うちの子保険証 >



オモテ



ウラ

保険利用記録欄 記入例

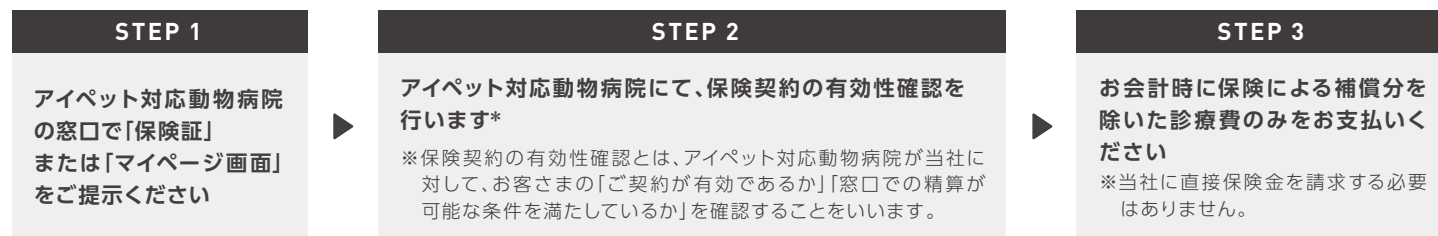
保険利用記録欄					お客さまご自身				
通院 [年間限度日数22日まで]									
1/12	1/24	2/8	4	5	12	13	14	15	16
入院 [年間限度日数22日まで]									
3/10	2	3	4	5	12	13	14	15	16



アイペット対応動物病院では保険を利用した日数・回数の管理はしておりませんので、窓口精算の際には限度日数・回数にご注意ください。

☑ 窓口精算

アイペット対応動物病院において「保険証」等を提示して窓口精算を受けられた場合は、被保険者さまに代わって、その対応動物病院が当社へ保険金を請求し、受領します。



*窓口精算ができない場合は一旦診療費の全額をお支払いいただき、P.11の「直接請求」をお読みのうえ、ご請求ください。

※後日、診療内容に関して当社から照会をさせていただく場合や、動物病院でのお支払額との差額精算（追加でのお支払い・お受取り）が生じる場合があります。

※アイペット対応動物病院での窓口精算後、補償形態が変更になる場合があります。

例)「通院補償⇄入院補償」「入院・手術補償⇄入院補償」等(通院・入院・手術の定義についてはP.2をご参照ください)

窓口精算ができない場合の例

▶ 「アイペット対応動物病院」以外の動物病院で診療を受けた場合

▶ 「アイペット対応動物病院」の窓口にて保険契約の有効性確認ができない場合

- 例・被保険者さまが動物病院へ「うちの子」の保険証を持参し忘れ、マイページ画面も提示できない場合
- ・当社にて保険料の入金が確認できていない場合

 特に、口座振替の場合は、第1回保険料の払込みが当社にて確認できるまでの期間は窓口精算ができません。
窓口精算開始時期につきましてはP.5の「補償開始と保険料払込みスケジュール」をご確認ください。

▶ ほかに提出書類が必要となる場合

- 例 適切にワクチンの予防措置をしていたにもかかわらず、予防措置の有効期間内で予防できる感染症の診療を受けた場合
※「ワクチン接種証明書」を添付のうえ当社へ直接ご請求ください。

▶ 保険金をお支払いできない場合

- 例・被保険者さまではない方が診療費を負担した場合
- ・支払限度日数(回数)を超えた場合 等

☑ 直接請求

全国すべての動物病院での診療費*が保険の対象です。*補償対象外の診療費を除きます。

動物病院の窓口で診療費の全額を一旦お支払いいただき、マイページまたは郵送でのお手続きにより、当社に直接保険金をご請求ください。マイページでのお手続きの完了または必要な保険金請求書類の当社への到着（いずれの場合も当社が必要に応じて求める書類の提出を含みます）の後、30日以内に保険金をお支払いします。

なお、保険金をお支払いするために特別な照会・調査が必要となった場合は、次のとおりとします。

特別な照会・調査	期間
保険金の算出に必要な事項等を確認するための、動物病院・検査機関その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会	90日
災害救助法が適用された災害の被災地域における、保険金の算出に必要な事項等の確認のための調査	60日

【直接請求の種類と流れ】



【WEB保険金請求と郵送による保険金請求の主な違い】

	WEB	郵 送
請求できる方	ご契約者さま専用マイページ登録者* *契約者と記名被保険者が同一の場合にご利用が可能です。	被保険者
保険金請求書の 入手・取寄せ、 封筒の用意	不要	必要
請求内容の 入力・記入	マイページの案内に沿って入力 ※スマホ・PCからお手続きが可能です。	保険金請求書の必要項目を記入
必要書類と 提出方法	動物病院発行の診療明細書の画像データを マイページからアップロード ※診療明細書をお手元に残すことが可能です。	次の書類を封入のうえ、ポストに投函 ①保険金請求書兼同意書 ②動物病院発行の診療明細書 ※ご提出いただいた書類は返却できません。

【WEB保険金請求】

●ご請求方法

ご契約者さま専用マイページ*で、必要な情報をご入力の上、診療明細書の画像をアップロードしてください。

*マイページを初めてご利用になる場合はユーザー登録が必要です。有効なご契約の証券番号・ご契約者さまの生年月日・メールアドレスをご準備ください。また、ログインの際は証券番号とパスワードをご入力ください。

マイページのユーザー登録・
ログインはこちらから

第一アイペット マイページ 検索

<https://mypage.ipet-ins.com/>



●マイページでのお手続きの流れ

1 メニューから、「WEB
保険金請求手続き」を選択



2 入力画面の案内に沿って、
請求内容を入力



3 診療明細書を撮影し、
画像をアップロード



完了

※画面はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

- ご契約者さまと記名被保険者さまが同一の場合にのみ、WEB保険金請求のご利用が可能です。
- 1度のお手続きにつき、1診療分のご請求が可能です。WEB保険金請求における「1診療」とは、通院の場合は1回の通院、入院の場合は入院の開始から退院までを指します。同日に2回通院した場合や、退院後の再入院・転院があった場合は、それぞれ別の請求として、2度に分けてお手続きください。
- 保険金受取口座の名義は、当社にご登録の契約者名と一致している必要があります。
- 診療日より3年以上経過している場合は、WEB保険金請求をご利用いただけませんので、郵送にてお手続きください。

【郵送による保険金請求】

下表の保険金請求書類をご準備のうえ、当社までご郵送ください。

必要な保険金請求書類	動物病院で診療明細書 が発行される場合	動物病院で診療明細書 が発行されない場合	書類入手方法	備 考
保険金請求書兼同意書	●	●	・当社WEBサイトまたはマイページよりダウンロード ・コンビニエンスストアでのプリント* ・当社より郵送	
診療明細書	●		動物病院	下記の内容が記載されていることをご確認ください。 ・被保険者氏名 ・ペットのお名前 ・動物病院情報(病院名・所在地・電話番号) ・診察日 ・診療項目(〇〇検査、〇〇薬など)とそれぞれの料金
領収証		●	動物病院	動物病院等の記名・押印があることをご確認ください。
当社指定の 診療明細書		●	・当社WEBサイトまたはマイページよりダウンロード ・コンビニエンスストアでのプリント* ・当社より郵送	動物病院にお持ちになり、獣医師等に記入していただけてください。

*コンビニエンスストアでのプリントは印刷代無料です。詳しくは当社のWEBサイトにてご確認ください。
※文書発行・作成費用が発生する場合は、お客さまのご負担となります。

保険金請求のWEBサイトはこちら
▶ <https://www.ipet-ins.com/process/method/>



マイページはこちら
▶ <https://mypage.ipet-ins.com/>



! ご提出いただいた診療明細書等の書類はご返却できませんのであらかじめご了承ください。

上記保険金請求書類の準備ができましたら、封書にて当社までご郵送ください。

書類送付先 〒209-8790 日本郵便株式会社 東京多摩郵便局 私書箱第35号 TOPPAN(株)内 第一アイペット損害保険株式会社 保険金請求受付係 行

当社から保険金の支払いが完了した後、支払完了通知を送付します。

☑ ペット賠償責任特約

被保険者さまが管理されている犬または猫が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与えたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき500万円の範囲内で保険金をお支払いします。

※上記の損害賠償金のほか、当社の承認を得て支出した訴訟費用・弁護士費用なども補償します。



- ・保険期間中にこの特約を付帯または削除することはできません。
- ・次の場合には、この特約と補償が重複することがありますのでご注意ください。
 - ▶ 既にこの特約を付帯しているほかのご契約がある場合
 - ▶ ほかの個人賠償責任保険等に加入されている場合
- ・複数のペットを飼育されている場合で「ペット賠償責任特約」を付帯している保険契約を解約される際には、ほかのペットにつきましても本特約の補償対象外となりますのでご注意ください。
- ・「ペット賠償責任特約」における被保険者については、責任無能力者は含まれません。

保険金をお支払いできない主な場合

損害賠償責任が発生しない場合

- ▶ ドッグラン参加中の犬同士の衝突の場合
ドッグラン参加中の犬同士の衝突により、飼い犬が他人の犬にケガを負わせた場合において、飼い主が動物占有者として相当の注意を尽くしていた場合は、衝突した犬の飼い主である被保険者さま側に過失責任が生じないことがあります。被保険者さまが法律上の損害賠償責任を負わない場合には、保険金のお支払いができません。
- ▶ ペットが被保険者さま以外の方の管理下にある場合
被保険者さま以外の方にペットを預け、その方の明らかな管理不足や過失によって事故が発生した場合、被保険者さまに法律上の損害賠償責任が発生しないことがあり、その場合は保険金のお支払いができません。

損害賠償責任が発生してもお支払いできない場合

- ▶ 被保険者さまと同居されている親族に対する損害賠償責任
- ▶ 被保険者さまが所有・使用または管理する他人の財物（他人から預かっている物等）についての損害賠償責任
- ▶ ペット動物を使用して対価を得る職務の遂行に直接起因する損害賠償責任

「ペット賠償責任特約」の保険金をお支払いできない場合について詳しくは、「約款」をご確認ください。



その他、事故発生の実事関係が不明な場合は、保険金のお支払いができません。

例) 飼い猫が単独で屋外にいる間の事故で、それによる損害が被保険者さまの飼い猫が原因なのかが不明な場合

事故発生時のお手続き

損害賠償責任を負う可能性のある事故が発生した場合は、遅滞なくコンタクトセンターお客さま総合ダイヤルまでご連絡ください。損害賠償事故の受付と保険金請求手続きのご案内をします。また、事故の相手方（損害賠償請求者）と示談される場合も、示談締結前に必ずご連絡ください。



事前にご連絡がなく弁護士委任あるいは示談解決された場合は、負担された金額の一部または全部について保険金をお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

示談交渉について

ペット賠償責任特約においては、当社の担当者が被保険者さまに代わって、直接被害者等（損害賠償請求者）との連絡や示談交渉を行う等のいわゆる示談代行はできませんので、ご注意ください。損害賠償責任の有無・賠償額等について、担当者より被保険者さまにアドバイスをさせていただきます。

個人情報・制度について

☑ 個人情報の取扱い

当社の個人情報の取扱いにつきましては以下のとおりとさせていただきます。

① 個人情報取得の方法

当社は、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）や個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインに従い、適正な方法により個人情報を取得します。

② 個人情報の利用目的

当社は、個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用します。

- a. 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金等のお支払い
- b. Daiichi Life グループ各社および提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供（※）、ご契約の維持管理
- c. 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- d. その他保険に関連・付随する業務（※）

（※）お客さまの取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴、関連会社等から取得した情報等を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

③ 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

ア．法令に基づく場合

イ．以下 a. ～ d. の業務等を委託先に提供する場合

- a. 保険契約の募集に関わる業務
- b. 損害調査に関わる業務
- c. 情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
- d. その他保険業務遂行上必要な業務

④ 個人データの共同利用

当社は、以下の目的により、Daiichi Life グループ各社および日本損害保険協会や損害保険会社等と個人データを共同利用することがあります。

- a. 各種商品やサービス等に関するご提案やご案内、研究や開発のため
- b. 各種商品やサービス等のご提供に際しての判断のため
- c. 各種リスクの把握および管理等、経営管理業務の適切な遂行のため

当社の個人情報の取扱いに関する詳細は「個人情報の取扱いについて」(<https://www.ipet-ins.com/privacypolicy/>) をご確認ください。

☑ 会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。当商品は「損害保険契約者保護機構」の対象となるため、引受保険会社が破綻した場合でも保険金・解約返戻金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

☑ ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

CONTACTセンター
お客さま総合ダイヤル

通話
無料

0800-919-1525 [ビジネスフォン・IP電話(有料)] 03-4235-5339 [受付時間] 月～土 9:00-18:00

※日・祝休日・年末年始はお休みさせていただきます。 ※サービス向上のため、通話内容を録音させていただきます。

WEBからの
お問合せ

当社WEBサイト内「各種お問合せ窓口」からお問合せください。▶

第一アイペット 問合せ

検索

<https://www.ipet-ins.com/contact/>



耳や言葉の不自由な
お客さま専用FAX窓口

通信
無料

0120-638-098 お問合せの際は、証券番号・契約者さまの氏名・生年月日・住所・返信先FAX番号をご記載ください。

※お客さまの通信料は無料です。※返信は月～金の10:00～18:00に行います。 ※土・日・祝休日・年末年始は返信をお休みさせていただきます。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

03-4332-5241 [受付時間] 月～金 9:15～17:00(土日・祝休日・12/30～1/4を除く)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

E0558-11(26.04) [第2603-799(28.09)]



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。